

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第46号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（契約事務の事前承認） 第100条 収支等命令者は、別表第 1 の B 欄に掲げる契約（当該契約を随意契約の方法により締結するものにあつては、1 件の予定価格の額が<u>100万円</u>（工事又は製造の請負にあつては250万円、財産の買入れにあつては<u>160万円</u>）を超えるもの（単価契約及び総価額の定めのない長期継続契約によるものを除く。）に限る。）を締結するときは、当該契約に係る支出負担行為をする前に、次に掲げる事項について別表第 1 の事前承認事務決裁区分の定めるところにより承認を受けなければならない。 (1)～(6) 略 （随意契約によることができる予定価格の額） 第101条 令第167条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>2,500,000円</u> (2) 財産の買入れ <u>1,600,000円</u> (3) 物件の借入れ <u>800,000円</u> (4) 財産の売払い <u>500,000円</u> (5) 物件の貸付け <u>300,000円</u>	（契約事務の事前承認） 第100条 収支等命令者は、別表第 1 の B 欄に掲げる契約（当該契約を随意契約の方法により締結するものにあつては、1 件の予定価格の額が<u>200万円</u>（工事又は製造の請負にあつては400万円、財産の買入れにあつては<u>300万円</u>）を超えるもの（単価契約及び総価額の定めのない長期継続契約によるものを除く。）に限る。）を締結するときは、当該契約に係る支出負担行為をする前に、次に掲げる事項について別表第 1 の事前承認事務決裁区分の定めるところにより承認を受けなければならない。 (1)～(6) 略 （随意契約によることができる予定価格の額） 第101条 令第167条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>4,000,000円</u> (2) 財産の買入れ <u>3,000,000円</u> (3) 物件の借入れ <u>1,500,000円</u> (4) 財産の売払い <u>1,000,000円</u> (5) 物件の貸付け <u>500,000円</u>

改正前	改正後
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>1,000,000円</u> (契約書の省略) 第114条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。この場合において、第1号に該当するものについては、契約に必要な事項を記載した請書を提出させなければならない。ただし、軽易なものについては、見積書をこれに代えることができる。 (1) 契約金額が100万円を超えない指名競争契約、随意契約又は物品売払いの契約を行うとき。 (2)・(3) 略 (部分払) 第121条 部分払を行うことができる契約は、契約金額が<u>100万円</u>以上のものとする。ただし、土木建築に関する工事の設計及び監理委託に関する契約については、この限りでない。 2・3 略	(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>2,000,000円</u> (契約書の省略) 第114条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。この場合において、第1号に該当するものについては、契約に必要な事項を記載した請書を提出させなければならない。ただし、軽易なものについては、見積書をこれに代えることができる。 (1) 契約金額が200万円を超えない指名競争契約、随意契約又は物品売払いの契約を行うとき。 (2)・(3) 略 (部分払) 第121条 部分払を行うことができる契約は、契約金額が<u>200万円</u>以上のものとする。ただし、土木建築に関する工事の設計及び監理委託に関する契約については、この限りでない。 2・3 略

別表第1の10の項中「100万円以下」を「200万円以下」に、同表の注1中「10万円未満」を「20万円未満」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県財務規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る契約について適用し、施行日前に行われたこれらの契約については、なお従前の例による。